

平成 17 年 7 月 22 日

各 位

会社名 機 動 建 設 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 木村 信彦
(コード番号：1774 大証第2部)
問合せ先 常務取締役 統轄本部長
田中 東勲
(TEL 06 - 6458 - 5461 (代))

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成17年8月26日開催予定の当社第63期定時株主総会の決議を条件にストックオプション制度導入のため、商法第280条の20および第280条の21に規定する新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の取締役、執行役員、従業員および顧問の業績向上に対する意欲や士気を高め、また、監査役の適正な監査により経営の健全性と社会的信頼性を高めることにより、一層株主の利益を重視した経営並びに業務活動の展開を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入するためであります。

・新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員および顧問とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 1,500,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,500 個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当り払込金額に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当りの行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未

満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の前日における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、株式分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき(時価発行として行なう公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の発行日の翌日から7年間

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役・監査役・執行役員・従業員の何れかの地位を保有していること、或いは当社と顧問契約を締結している場合に限る。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が(7)の条件を満たさない状態になり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することが出来る。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(注)上記の内容については、平成17年8月26日開催予定の当社第63期定時株主総会において「当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員および顧問に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上